

サ. 水質汚濁防止対策

(ア) 法・条例による規制

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定事業場からの排水について規制を行っています。また、法を補完するものとして、条例を制定し、法対象外の工場・事業場についても規制を行っています。

規制強化の措置として、水質汚濁防止法により、全国一律の排水基準では環境基準を達成することが困難な水域においては、都道府県知事が条例で、より厳しい上乗せ規制を設定できるものとされています。本市では、洞海湾、響灘、関門海峡及び周防灘を含めた瀬戸内海並びに遠賀川水域及び筑前海域について上乗せ排水基準が設定されています。

平成 22 年 3 月 31 日現在の特定事業場数及び特定施設数は、水質汚濁防止法対象の事業場 172、特定施設 503、瀬戸内海環境保全特別措置法対象の特定事業場 57、特定施設 1,124 です。

また、北九州市公害防止条例対象の指定事業場数は 3、指定施設数は 4 です。

(イ) 水質総量規制

平成 18 年 11 月に環境大臣は、「総量削減基本方針」(第 6 次) を策定し、平成 21 年度を目標に発生源別、都道府県別に汚濁負荷量を定めました。これに基づき、平成 19 年 6 月に福岡県知事は、福岡県の削減目標量を達成するため「第 6 次総量削減計画」を策定し、産業廃水について「総量規制基準」を改正するとともに、生活排水について生活排水処理施設の整備等の施策を推進し、総合的な汚濁負荷量の削減対策を実施しています。

本市では汚濁負荷量削減を図るため、総量規制基準適用工場への監視・指導や公共下水道の整備を行う他、昭和 57 年 4 月に「北九州市小規模事業場排水水質改善指導要領」を定め、小規模事業場の排水の実態把握及び水質改善の指導を行っています。

(ウ) 地下水汚濁防止対策及び事故時の措置等

本市では、水質汚濁防止法に基づき、有害物質を使用している工場・事業場に対し、地下水汚濁防止について指導・監視を行っています。平成 11 年 1 月、土壌・地下水汚濁に係る調査・対策指針(環境庁)が策定されました。

平成 8 年 6 月、水質汚濁防止法が改正され、有害物質により汚染された地下水による人の健康に係る被害を防止するため、地下水の水質の浄化のための必要な措置(浄化命令)が定められるとともに、河川等の水質汚濁を防止するため、事故時の措置の対象として、有害物質に加え、

「油の流出」が追加されることとなりました。

平成 14 年 12 月福岡県公害防止条例等生活環境の保全に関する条例が策定され、水質汚濁防止法の特定事業場以外の工場、事業場の有害物質を含む水の地下水への浸透制限、浄化命令、及び事故発生時の有害物質及び油の公共用水域への排出、地下への浸透防止の措置等が定められました。

(エ) 立入検査

工場及び事業場に対しては、水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準の遵守状況に関する排水検査及び汚水処理施設の維持管理状況等に関する確認検査を実施しています。

平成 21 年度の立入検査事業場数は、延べ 141 事業場です。



(2) 水循環の保全

ア. 下水道の整備

下水道は、都市の快適な居住環境の整備と公共用水域の水質保全に欠かすことのできない生活基盤施設です。本市では、第 1 次下水道整備五箇年計画の初年度に当たる昭和 38 年度末での下水道普及率は、わずか 1%弱でしたが、平成 17 年度末には下水道普及率は 99.8%に達し、汚水整備については概成しました。

現在、処理施設として 5 浄化センターが稼働しており、1 日当たり約 43 万 m³の汚水を処理しています。

◆人口普及率【各区分別】(平成 21 年度末)

	行政区域内人口	処理域内人口	普及率
門 司	108,121	107,808	99.7
小倉北	181,015	180,611	99.8
小倉南	216,257	215,987	99.9
若 松	87,852	87,484	99.6
八幡東	73,360	72,930	99.4
八幡西	260,446	260,279	99.9
戸 畑	62,672	62,672	100.0
北九州市	989,723	987,771	99.8

※人口は登録人口(住民基本台帳人口に外国人登録人口を加えたもの)の数値

【合流式下水道の改善】

古くから下水道整備に着手した地区は、汚水と雨水を同じ管で排除する合流式下水道で整備されています。

合流式下水道は、雨天時に汚水の一部が未処理で川や海に放流されているため、放流先への汚濁負荷を軽減し、水環境を保全する改善事業に取り組んでいます。

【水洗化促進の制度】

下水道法では、水洗化促進のため処理区域の告示後、生活排水等は遅滞なく公共下水道につなぐこととし、便所は 3 年以内に水洗便所に改造することを義務づけています。

本市においては、個人の排水設備及び水洗化改造工事に対し、助成金及び貸付金制度を設けているほか、私道公共下水道等の制度を設け、水洗化の促進に努めています。

- 水洗便所改造助成金・貸付金制度
水洗化工事費の一部助成・貸付を行う
- 水洗化普及相談員制度
未水洗家庭の家庭を訪問し、水洗化の指導と勧奨を行う
- 水洗化あっせん委員制度
水洗化に関するトラブルが生じた場合、仲介を引き受ける
- 共同排水設備等設置助成制度
市民が共同で利用する排水設備等の設置には、設置工事費の一部を助成する
- 低地汚水ポンプ設備等設置助成制度
公共下水道に接続できない低地家屋には、汚水ポンプ設備等の設置工事費の一部を助成する
- 私道公共下水道設置制度
私道にも公共下水道を設置する基準をつくり、町ぐるみの水洗化を促進する
- 公共下水道低地汚水ポンプ設置制度
周囲が水洗化されているのに、土地が低いために下水道が利用できない箇所に低地ポンプを設置する
- 排水設備指定工事店制度
排水設備の新設等の工事は、条件を満たしている、市が指定した工事施行業者でなければ施行できない
- 排水設備責任技術者
排水設備指定工事店には、資格を持った責任技術者を必ず置く

イ. 水質管理

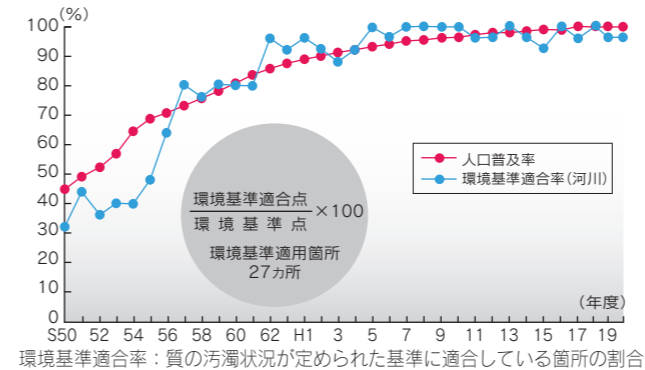
(ア) 水質の状況

下水道の普及とともに、それまでの未処理のまま川や海へ流されていた家庭等の汚水が、浄化センターで処理されて放流されることになり、公共用水域の水質は向上してきました。

下水道の普及と河川の浄化の推移を示したグラフからは、浄化センターで下水が処理されれば、それだけ河川や海の水質がよくなっていることがわかります。このように、浄化センターの役割は水質保全の上で非常に大きいものがあります。

平成 20 年度の各浄化センターにおける水処理は良好で、放流水は全て法に基づく排水基準に適合していました。

◆人口普及率と環境基準適合率(16 河川)



(イ) 工場排水の監視・指導状況

浄化センターへの有害物質等の流入を防止するため、特定事業場を中心に監視・指導を行っています。平成 20 年度末現在、特定事業場は 903 社で、その中から 505 社を監視対象に選び、採水を含めて 914 回の立入検査を行いました。

水質検査は延べ 598 社について実施し、違反事業場に対しては、行政指導(17 件)により改善を行わせました。

5. 土壌汚染対策

(1) 背景

土壌汚染は、地下水汚染とともに、新たな汚染問題として、重要な課題となっています。市街地等においては、工場・事業場等の跡地の再開発や廃棄物処分場跡地等での土壌汚染が判明する事例が増加し、社会的関心が高まっています。

土壌汚染については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、平成 3 年に「土壌の汚染に係る環境基準(以下、土壌環境基準という)」が設定されています。

また、それまで農用地以外の市街地等については土壌汚染対策に関する法制度がなかったことから、平成 14 年 5 月 29 日に「土壌汚染対策法」が公布され、平成 15 年 2 月 15 日より施行されました。

法の施行から 5 年が経過し、同法の見直しを行うために、平成 19 年 6 月に「土壌環境施策に関するあり方懇談会」が設置され、平成 20 年 3 月に同懇談会により「土壌環境施策に関するあり方」について報告がなされました。同年 6 月「中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会」が設置され、同年 12 月に同審議会から「今後の土壌汚染対策のあり方について」答申がなされました。この答申を踏まえ、平成 21 年 4 月 24 日に改正された土壌汚染対策法が公布され、平成 22 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

(2) 土壌環境基準

平成 3 年 8 月、公害対策基本法(昭和 42 年法律第 132 号)第 9 条(現行、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条)の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として土壌環境基準が告示(平成 3 年環境庁告示第 46 号)されました。この告示の中で、汚染環境基準の項目として、カドミウム、シアン等 10 項目の有害物質が定められました。

さらに、平成 5 年 3 月の水質環境基準の一部改正に合わせ、平成 6 年 2 月には新たにトリクロロエチレン等の

有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等 15 項目の追加、及びヒ素及び鉛についての土壌環境基準が強化され、また、平成 13 年 3 月には、ふっ素及びほう素について土壌環境基準が追加されました。

また、平成 11 年 12 月、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)が告示されました(平成 11 年環境庁告示第 68 号)。

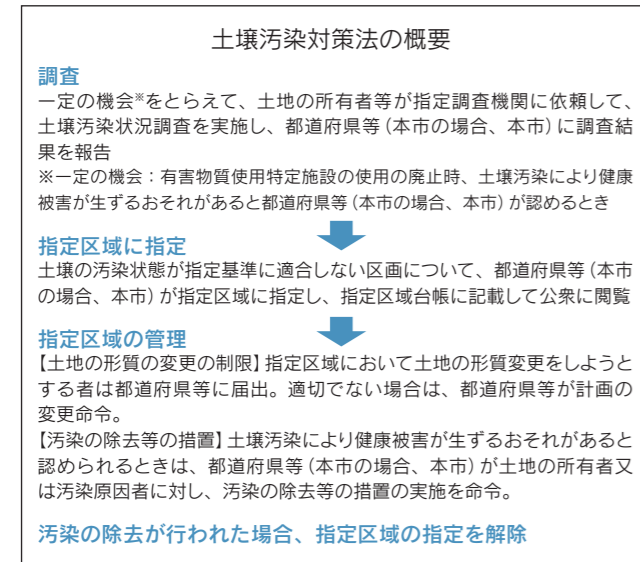
本市では、平成 11 年度から土壌中のダイオキシン類の調査を行っています。

(3) 土壌汚染対策の状況

ア. 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法は、有害物質を取り扱っている工場・事業場が、土壌汚染の有無が不明なまま放置され、例えば、住宅、公園等のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることによって、人への健康影響が生じてしまうことを防ぐことを目的としています。そのため、汚染の可能性の高い土地について、一定の機会(有害物質使用特定施設の使用の廃止時、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合)をとらえて、土地の所有者等が調査を実施すること、そして、土壌汚染が判明し、それによって人の健康被害が生じるおそれのある場合には必要な措置を講ずること等を定めています。

平成 22 年 4 月 1 日に施行となる改正された土壌汚染対策法においては、新たに、3,000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出、土壌汚染の申請制度、汚染土壌処理業の許可制度等が規定されました。



イ. 土壌汚染対策指導要領

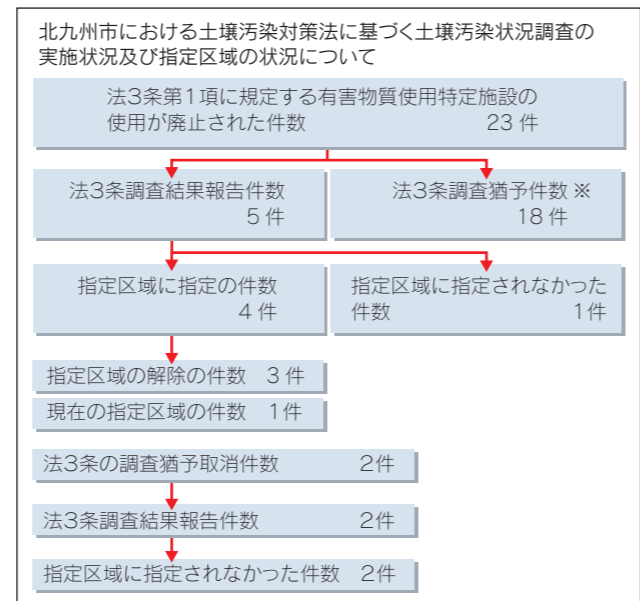
本市では、事業活動に伴う六価クロム、油及びシアンによる土壌汚染を経験したことを踏まえ、また、工場移転や閉鎖による工場・事業場跡地が市街地の再開発用地として利用される場合が多くなる傾向にあることもあって、これら跡地の有害物質による土壌汚染問題について統一的・効率的な土壌汚染対策の推進を図るため、昭和 63 年 4 月、「北九州市における工場・事業場及びその跡地の土壌汚染対策指導要領」を策定しました。

その後、「土壌の汚染に係る環境基準」や土壌汚染対策法が定められたことから、平成 18 年 4 月全面改定しました。

改定した要領では、概況調査や詳細調査の実施、汚染土壌の処理対策方法、処理対策後の追跡調査等について定め、事業場等に必要な指導を行うこととしています。

ウ. 土壌汚染対策法の施行状況

本市における土壌汚染対策法が施行された平成 15 年 2 月 15 日から平成 21 年 3 月 31 日までの土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の実施状況及び指定区域の状況については、次のとおりです。



6. 騒音・振動対策

(1) 概況

騒音・振動に関する公害問題の特徴は、近年の住宅過密化、生活様式の多様化に伴い、工場・事業場、建設作業及び自動車等からの騒音・振動だけでなく、深夜営業騒音及び法的規制のない低周波音や生活近隣騒音などが問題となっています。

(2) 工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の事業活動に伴い、著しい騒音・振動を発生する施設については、騒音規制法、振動規制法及び北九州市公害防止条例により、施設の設置前に届出が義務付けられています。届出の審査や法令対象工場への立入検査により公害の未然防止を図っています。

(3) 建設作業の騒音・振動

くい打機、プレーカー等騒音・振動の著しい建設作業は、騒音規制法、振動規制法により、特定建設作業実施届出が義務付けられています。当該届出書が提出された段階や随時の作業現場への立入検査を実施した際、届出者等に対して、低騒音・低振動工法の採用や周辺住民に対する十分な説明を行うよう指導しています。

(4) 自動車の騒音

市内主要道路沿線における自動車騒音の実態把握のため、昭和 62 年度から騒音測定を行っています。平成 12 年度からは、基準値を超える騒音に暴露される住居等の戸数やその割合を把握する、いわゆる『面的評価』を行っています。

現在、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年計画で市内主要道路 140 区間(総延長約 360km)の測定及び評価を実施しています。

平成 21 年度は、118 区間(総延長約 334km)について環境基準の適合状況を評価しました。(このうち、当年度騒音測定を実施した区間は 34 区間です。)

その結果、評価対象となる全住居戸数 97,521 戸のうち、昼間においては 94,088 戸(96.5%)、夜間においては 91,612 戸(93.9%)、昼夜ともにおいては 91,330 戸(93.7%)が環境基準に適合していました。

評価結果については道路管理者及び関係行政機関に通知し、道路構造の改善など騒音の減少について要請しています。

◆平成 21 年度 主要道路自動車騒音環境基準適合状況

		昼間適合	夜間適合	昼夜ともに適合	昼夜ともに不適合	対象戸数
近接空間	環境基準適合戸数	38,443	36,450	36,191	3,261	41,963
	適合率	91.6%	86.9%	86.2%	7.8%	
非近接空間	環境基準適合戸数	55,329	54,846	54,823	206	55,558
	適合率	99.6%	98.7%	98.7%	0.4%	
評価範囲全体	環境基準適合戸数	94,088	91,612	91,330	3,467	97,521
	適合率	96.5%	93.9%	93.7%	3.6%	

(注) 環境基準：昼間(6~22時) 70dB以下、夜間(22~6時) 65dB以下
近接空間：道路端から0~20m(2車線以下は0~15m) 非近接空間：道路端から20~50m(2車線以下は15~50m)